

京都大学情報環境機構学術情報ネットワークシステム接続規程

[令和2年3月19日情報環境機構長裁定制定]

(目的)

第1条 この規程は、京都大学情報環境機構（以下「機構」という。）が管理及び運用する全学情報システムである学術情報ネットワークシステム（以下「KUINS」という。）の接続に関し必要な事項を定めるものとする。

(KUINSの構成)

第2条 KUINSは次の各号に掲げるもので構成するものとする。

- (1) KUINS-Ⅱ 機構が提供するネットワーク機器を用いて機構が提供するグローバルIPアドレスで運用するネットワーク
- (2) KUINS-Ⅲ 機構が提供するネットワーク機器を用いて機構が提供するプライベートIPアドレスで運用するネットワーク
- (3) L2VLAN 機構が提供するネットワーク機器を用いて任意のIPアドレスで運用するネットワーク

2 機構は、有線接続及び無線接続でKUINSに接続するサービスを提供する。

(KUINS-Ⅱの接続資格)

第3条 KUINS-Ⅱに機器を接続できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) その他情報環境機構長（以下「機構長」という。）が必要と認めた者

(KUINS-Ⅱへの接続)

第4条 前条各号に掲げる者が、KUINS-Ⅱに機器を接続しようとするときは、その者が所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者（京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程（平成15年達示第43号）第5条の2第1項に定めるものをいう。以下同じ。）により、KUINS機器管理責任者（全学情報システム利用規則第2条第1項第16号に定めるものをいう。以下同じ。）の候補に選出されなければならない。

2 前項で選出された者は、機器を接続しようとしているサブネットのサブネット連絡担当者（全学情報システム利用規則第2条第1項第18号に定めるものをいう。以下同じ。）の同意を得たうえで、所定の申請手続により、機構長に接続申請するものとする。

3 機構長は、前項の接続申請を受けたときは、その承認の可否を決定し、申請者及び申請者が所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者に通知するものとする。

4 KUINS機器管理責任者は、KUINS-Ⅱに接続する必要がなくなったときは、速やかに所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者にその旨を連絡のうえ、所定の申請手続により、機構長に接続解除の申請をするものとする。

5 部局情報セキュリティ技術責任者は、KUINS機器管理責任者について、KUINS-Ⅱの接続資格がなくなったときは、速やかに当該接続に係る新たなKUINS機器管理責任者の候補を選出し、機構長に接続の承認を受けなければならない。

(KUINS-Ⅲ及びL2VLANの接続資格)

第5条 KUINS-Ⅲに機器を接続できる者及びL2VLANに機器を接続できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) その他機構長が必要と認めた者

(KUINS-Ⅲ又はL2VLANへのVLANの新規設定)

第6条 KUINS-Ⅲ又はL2VLANに新たなVLANを設定しようとする者は、その者が所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者により、VLAN管理責任者(京都大学情報システム利用規則第2条第1項第19号に定めるものをいう。以下同じ。)の候補に選出されなければならない。ただし、VLAN管理責任者の候補は、第5条第1項第2号及び第3号からのみ選出できるものとする。

- 2 前項で選出された者は、所定の申請手続により、機構長に設定申請するものとする。
- 3 機構長は、第1項の設定申請を受けたときは、その承認の可否を決定し、申請者及び申請者が所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者に通知するものとする。
- 4 VLAN管理責任者は、KUINS-Ⅲ又はL2VLANにVLANを設定する必要がなくなったとき、速やかに所属する部局の部局情報セキュリティ技術責任者にその旨を連絡のうえ、所定の申請手続により、機構長にVLAN廃止を申請する。
- 5 部局情報セキュリティ技術責任者は、VLAN管理責任者について、KUINS-Ⅲ又はL2VLANの接続資格がなくなったときは、速やかに当該設定に係る新たなVLAN管理責任者の候補を選出し、機構長に設定の承認を受けなければならない。

(KUINS-Ⅲ又はL2VLANへの接続)

第7条 第5条各号に掲げる者のうち、KUINS-Ⅲに機器を接続しようとする者又はL2VLANに機器を接続しようとする者は、接続しようとするVLANのVLAN管理責任者の承認を得なければならない。ただし、第2条第2項の無線接続サービス又はVPN接続サービスに接続するとき(機器を接続しようとする者が、接続するVLANを特定する場合を除く。)は、この限りではない。

(責任分界点)

第8条 KUINSの責任分界点は、機構が設置するネットワーク機器までとし、責任分界点より配下については、利用者等(KUINS機器管理責任者、VLAN管理責任者、KUINS-Ⅲへの機器の接続の承認をVLAN管理責任者から受けて機器を接続した者(以下「KUINS-Ⅲ利用者」という。))及びL2VLANへの機器の接続の承認をVLAN管理責任者から受けて機器を接続した者(以下「L2VLAN利用者」という。)をいう。以下同じ。)の所属する部局の責任とする。

(提供サービス)

第9条 利用者等は、機構が提供するKUINSのサービスを受けることができる。
2 機構が提供するサービスの内容は、機構長が別に定める。

(利用負担金)

第10条 機構長は、KUINS機器管理責任者若しくはVLAN管理責任者又はこれに代わる者に対して、その接続に係る経費の一部を、KUINS利用負担金として負担することを求めることができる。
2 KUINS利用負担金の額は、機構長が別に定める。

(利用状況の報告及び調査)

第11条 機構長は、KUINS機器管理責任者又はVLAN管理責任者に対して、それらの者が管理しているKUINS接続機器の状況について調査を求めることができる。
2 機構長は、KUINSに機器を接続しているKUINS-Ⅲ利用者又はL2VLAN利用者に対して、その接続の状況について報告を求めることができる。
3 機構長は、KUINSの安定稼働及び運用改善を目的として、KUINSの通信ログを調査することができる。

(承認の取消)

第12条 機構長は、利用者等がこの規程、この規程に基づく定め若しくは本学の情報セキュリティポリシーに違反したとき又はその他機構の運営に重大な支障を生じさせたときは、第4条第3項若しくは第6条第3項の承認の取り消し又は KUINS への一定期間の接続停止若しくは接続遮断を行うことができる。

(一時停止)

第13条 機構は、関連設備の修繕保守、障害等やむを得ない事情により KUINS を一時停止するときは、速やかにその旨を利用者等に通知する。

(弁償)

第14条 利用者等は、機構が提供する KUINS に関する機器その他の設備をき損したときは、速やかに機構長に届け出なければならない。

2 機構長は、機構が提供する KUINS に関する機器をき損した者に、弁償を求めることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、KUINS の接続に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。